

ズバリ 発言！

これからも



議会報告

特集 平成19年5月～22年2月

相模原市議（無所属）

小林正明

発刊のご挨拶

「勝って兜の緒を締めよ」の檄を頂いた27歳の町議初当選。

そして、合併後の市議選を含めて地域の皆様に支えられた、山もあり谷もある35年間の議員活動。

佐賀の方言では、物凄いことを「ガバイ」と言います。

私は相模原の「ガバイ議員」を目指し、腐敗一掃・合併検証・市民不在、無視の市政刷新に今後とも全力を挙げる決意です。

皆様のご支援、ご協力を宜しく願ひいたします。

プロフィール

昭和22年 佐賀県生まれ
昭和46年 国立長崎大学卒業
同年 神奈川県労働金庫に就職
昭和63年 司法書士開業
昭和50年 城山町議に当選(27歳)
平成16年 城山町長に当選(無所属)
平成19年 市議に初当選(無所属)



議会を

政策論争の場に

－朗読会から1問1答式へ－

議会を政策論争の深化の場とするためには、自己自身の日常的努力と論理的、説得力ある議論の展開が求められます。

事前調整・事前回答に基づく出来レースの朗読会では、議論に緊迫感が生じる訳がありません。

議員・議会・行政の質の向上の

為には、行政との馴合いや癒着を排した議論が必要で、議員にとって議論こそが行政監視の武器です。

1問1答式の議論を実現して、退屈な朗読会から脱却し、政令市にふさわしい議論の質の向上を目指す決意です。

頑固で 愚直な人

ある人が、「小林正明という人は正直な人。それも上に『バカ』が付くほど・・・」と評していたが、失礼ながら私もまったく同感を覚える。

私は小林正明さんが城山町議会議員に初挑戦したときからの付き合いだから、三十数年にも及ぶ。

その頃から使っていた言い回しなどを、いまだに変えずに使っている呆れるくらい「物持ち」がいい人だ。

そして主張することも一貫している。「腐敗一掃」などは、その典型だろう。

これなどは、追求する相手によつては、身に危険が迫ることもあるから、言いたくても黙り込んでしまう人が多い中、彼は初志を貫き一步も引かない。

人はそれを、「しつこい」と言うかも知れない。

でも、その一徹さ、頑固さを褒め、熱烈に支持するのだろう。

小林正明さんは、町議選を八回も戦っているが、いつもトツ

プか二位で、三位以下を知らない人なのだ。

所属政党は日本社会党であったり、社民党であったり、今では無所属だが、選挙結果をみる限り、支持者は「小林正明党」の党員なのだと思う。

ただ一度、彼が選挙で苦杯をなめたのが、町長解職（リコール）投票だった。

小林正明さんが、もう少し政治家であつたら結果は変わっていたかも知れない。

現職二期目の町長を破りながら単身敵陣へ切り込む、言ってみればドンキホーテを地で行くような無謀なものであつた。

その意味で彼は、いわゆる政治家らしくない人なのだと思う。派閥を作つたり、狡猾な取引をすることなどは、彼には求めでも不可能なのだろう。

そこが欠点であると同時に、彼の憎めない一面でもある。

合併して三年が経った今になって、「小林町長をリコールしたのは間違いだった」という声が

合併推進派から聞こえてくると、彼も複雑な思いをしていると思う。

いま相模原市は政令指定都市になった。

市長や市議や職員にとってメリットがあるとしても、市民が喜ばないものなら無用である。

小林正明さんが、これから「市民の目・耳」となつて、市政をチェックしてくれることを願っている。

もちろん「腐敗一掃」にも一層の力を注いでもらいたい。

そして「頑固」と「正直」をいつまでも持ち続けてほしいと思っている。

元氣な城山ネットワーク

会長 今井晴司



主な取組み

中学校

完全給食

合併後も、城山の完全給食（中学校）を継続する為に、当選後早速、旧市の中学校給食の拡大を市長に求めました。
平成22年度から、旧市ではデリバリー方式で中学校完全給食がスタートしました。

線引反対

私は、合併協議の際に市と県が、旧3町の住民に1市2制度を説明した事実から陳情を採択すべきと主張しました。
今後とも、理不尽な行政のご都合主義を断じて許さず、1市2制度（線引凍結）の実現を目指します。

政令市反対

市民病院・市立高校・市営交通・公営水道などの都市基盤が欠落した実体なき名ばかり政令市です。

住民投票条例

私は、民主主義の原理である住民自治が何より重要であると考え、採択に向けた議論をしました。

市有林

処分反対

採石後の土地を事業用地として、驚きの価格差で代替処分することに反対しました。

生活保護

貧困の解消の為に、市民が利用・自立しやすい窓口対応などの改善を求めました。

多重債務の

解消を

深刻な被害を受けている多重債務者を、市が積極的に掘り起こし解消することを求めました。

職員昼休

短縮反対

職員の健康と市庁舎周辺の食堂への経営上の配慮が必要として、昼休短縮（45分）に反対しました。

ズバリ発言！これからも…

相模原市議会議員 小林 正明

中学校給食拡大を！

平成19年、厚木市もスタート

神奈川県は13%

平成17年文科省調査による中学校給食の実施率は、千葉県(97%)、埼玉県(99%)、東京都(85%)、神奈川県(13%)です。

神奈川県では、政令市(横浜・川崎)が未実施で、極端に低い原因になっています。

大和市、平成19年からは厚木市でも実施しており、もはや単に財政事情を理由に実施を先送りには出来ないのではないのでしょうか。

旧城山町は、財政が豊かだから実施したのではなく、小磯町長の哲学「保育園・幼稚園・学校給食」の伝統を、歴代町長・

町民が守ってきたのです。

問われているのは、相模原市の教育最優先に対する政治姿勢(やる気のなさ)です。

全国平均8割実施
— 8年間で20%増加 —

「完全給食率が、6割である中学校は積極的取り組みが望ま

一般質問制限 Ⅱ 議会に疑問

議員固有の権利・権限

本来、一般質問は行政全般について市長の所信を問うもので、議会の行政に対する批判・監視機能の重要な武器です。

れる」(平成9年の保健体育審議会答申)を受け、全国の取り組みの結果、平成17年には「60%から80%」(学校数)、20%の増加実績です。(平成17年文科省調査)

中核市・8割は実施！

平成19年2月現在、中核市では、32自治体中26自治体(実施率81%)が中学校給食を実施しています。まずは、市民満足度を高め、中核市としての「風格確保」の観点からも、中学校の完全給食が求められます。

懇話会の動き

合併協議の調整方針を踏まえ、現在まで3回、中学校給食あり方懇話会が開催されました。

本年度末にこの懇話会の提言を受け、平成20年度に、中学校給食のあり方の方針が決定されます。

子育て支援Ⅱ新たな視点

少子化対策は、加山市長の公約でもあり、新たな視点として、働く女性増加による、子育て支援のためにも中学校給食の拡大が必要です。



行うものであり、一般質問は、個人質問と呼ばれ、各議員が独自の立場から行うものです。

呆れた公平論

議会毎に出来ていた一般質問が、5月の議会運営委員会で、2回に1回しか出来なくなりました。

しかも、これまでの市議会では、人数制限が必要な事態（質問者が多数で時間不足）は、全く無かったのです。

質問しない（出来ない？含む）議員が、良く質問する議員に対して「公平性に欠ける」と感じたことが「制限の理由」とは驚きですが、相模原市議会の実態です。まさに、機械的・画一的公平論！

政令指定都市推進に反対 検証抜き、市民不在の拙速行政

地方自治体の仕組み

地方自治体は、広域自治体として都道府県、基礎自治体として市町村の二重構造になっています。

更に、市レベルでは普通市以外に特例市、中核市、指定市（政令市）の3種類の大都市制度があり、県事務の一部が代行されることになり、政令市が一番多くの事務が移譲されます。

問われる議員・ 議会の存在価値

議員・議会の存在価値が厳しく問われる今、公平性の美名の下に、議員固有の権限を制限することは、市民の負託を受けた議員・議会がすることではありません。

事務の拡大を、 権限の拡大と錯覚？

政令市になれば、今まで県が行っていた事務を、市が担当することになります。事務の内容（サービス等）が変わるものではなく、結局、県と市の分業のあり方にすぎないのです。現在、県に代わって市では保健行政を行っています。合併前の津久井4町では、県の保健

所があり、県で保健行政を担当していました。格別不便はありませんでした。

どうやら、権力志向の発想から「事務」の拡大を「権限」の拡大と錯覚しているようです。

豊かな財政の保証なく、 厳しい財政を予測

政令市になれば、税制が豊かになるわけではありません。

確かに、交付税補正・宝くじ発売・県並みの地方道路譲与税等の財政上の特例があり、一見有利、豊かな財源保証ありと見えそうです。

しかし、平成14年現在の政令市の半数（12中6）が、旧城山町より財政力指数が低かった現実から、政令市になれば財政が好転することはないのです。

寧ろ、国道・都道府県道の管理・河川管理の負担、しかも過去の関連責務まで県から引き受け、大変な財政負担となります。

ドイツ連邦憲法には、「事務移譲Ⅱ財源移譲」「仕事（事務）

と財源の対応関係」を求める考え方（連結性の原理）が確立していますが、残念なことに日本では未確立です。

事務の増加により、増加する財源では賄えず、「持ち出し」が常態化し深刻な財源不足に陥る恐れが強いです。

不利な条件、 拒否不可能？

「財政分析・市民的議論」抜きで、早々と政令市の県・国に態度表明後では、如何に不利な条件でも、のまざるを得ないのが、現在の市の立場です。

今回の合併は、旧相模原市にとっては、政令市行きの「特急券」獲得手段であり、拙速行政の歪みは必死です。



昨年を象徴する文字は「偽」…。残念なことですが、人間でなければ出来ない、人間の為せる業です。

昔から、私たちの人間の言葉を言霊（ことだま）と言います。古代人が、その使い方によって人間の禍福を左右すると信じた言葉の持つ不思議な力のことです。

昨年、薬害原告団の記者会見の席上で、原告一人一人から発せられる言葉の説得力に全国民が感動し、その重さがしつかり受け止められた結果、「偽」の年と決別できました。

「ライフ・イズ・ビューティフル」将に、人生（日本も）は捨てたものではないようです。『清風明月』の心、則天去私の精神で、今後も頑張り抜きます。

実体なき政令市

政令市の要件

政令指定都市（政令市）の要件を地方自治法では、①「人口50万人以上の市」と定めています。

人口要件を充たしただけで、政令市になれるのならば、とくに政令市になれた市（岡山市・熊本市・鹿児島市・船橋市）があるはずですが。

この他に政令市の要件としては、②都市としての諸機能・規模能力等が他の都市より「格別な実体」があり、③行政の内容

が他の都市とは「質量ともに異なる」ものを有していることが必要なのです。

中核市以下 一般市並み

県内の政令市（横浜市と川崎市）には、市営水道・市立病院・市営バス・市立高校があり、さらに横浜市は市営地下鉄を有し、川崎市でも計画があります。

横須賀市には、市営水道・市立病院・市立高校がありますが、同じ中核市である相模原市には、いずれも皆無です。

驚くことに、人口20万人以上の特例市（平塚市・茅ヶ崎市・厚木市・大和市・小田原市）や一般市（藤沢市）に設置されている「市立病院」さえないのである。

これで、我が相模原市が他の都市より「格別な実体がある」、「行政の内容が質量ともに異なる」と言えるでしょうか。

合併という手段で人口要件のみクリアし、相模原市の実体・力量を考慮することなく、「政令市ありき」がまかり通っています。

これでは、小学生がダブダブの大学の学生服を着て、まるで大学生になったような気分になり、自己満足している裸の王様ではないでしょうか。

※資料「ただ人口要件を充たしたのみでは、直ちに本条の適用があるものではなく、既存の指定都市同様、本条掲記のような事務を自ら処理する必要があるため、また、それらのすべてを能率的に処理するだけの能力

を持たねばならない」（遂条地方自治法・松本英昭・学陽書房P1205）。

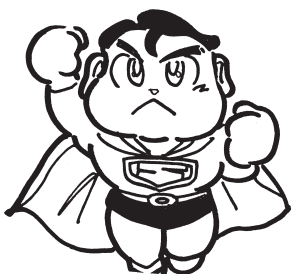
今目指すべきことは

中核市や特例市並の「都市機能や能力」の充実強化・基盤整備であり、着実な行政の充実・充足後こそ政令市の検討時期ではないでしょうか。

権力志向の団体自治の拡大より、市民福祉の充実・向上に重点を置くべきです。

検討・検証抜きの市民不在で、実体のない「政令市の誕生」では、後世に禍根を残すことは必至です。

議会・職員・市民の中で街づくりの議論が広がるのが、今こそ求められています。



多重債務者がいない社会を

多重債務の問題解決には、一番身近な行政（市役所）が果たす役割が最も重要です。私は、

貧困大国「日本」と多重債務者の現状を踏まえ、加山市長に対し、12月議会で一般質問を行いました。

加山市長は「早期発見ネットワークの庁内会議を設置し、債務整理の促進支援をする」と答弁しました。

市内過払者3万人

返済不要額年77億円

1億総中流の高度成長時代は終焉し、バブル崩壊から20年後の今は、ワーキングプア「働けど貧困」層が400万世帯、非正規社員1600万人、貯蓄ゼロ世帯は平成元年が3・3%、なんと平成18年には22%と言う有様です。

更に、貧困率は15・3%であり、日本の人口1億2700万人の内、約2000万人が貧困

層という現実です。日本は、今や先進国の中ではアメリカに次ぐ貧困大国となっています。

多重債務者は、サラ金三悪「高金利・過剰融資・過酷な取り立て」の被害者であり、過酷な取り立てに怯え、サラ金の返済を優先し、税金等は払いたくても払えない状況です。

借金問題は個人的問題で「安易に借入を重ねた人、計画性のないだらしない人」と考えがちな根強い固定観念（負のイメージ）からの脱却が必要です。

230万人いる多重債務者の1割から2割の約30万人しか法律家に相談せず、残りの200万人は誰にも相談できずに、精神的に追い詰められ一人で悩んでいます。

サラ金の残高などを、人口で換算すれば、相模原市内で約3万人が年間約77億もの金利を過払いと知らずに返済し続けています。

債務整理で生活再建を

この支払い不要金利を、サラ金の利益に貢献させるのか、本人の生活再建に役立てるのが問われています。更に、関係部署の連携により、返還された過払金を、滞納した税金等に充てることも可能です。

地方自治の役割は、福祉の増進が基本ですから、深刻な被害にある多重債務者を積極的に掘り起こし、解決のための援助が求められています。

中学校給食

完全給食 実施の方向

□全国では80%実施

■厚木市、平成19年度から実施

□子育て支援Ⅱ新たな視点

■中学校給食拡大を求める

（6月議会）の様子は小林正明ホームページと市議会ホームページから、ご覧いただけます。

早起きのススメ

―遊びの中から―

私は、典型的な朝型人間です。

故郷の佐賀平野には、たくさん溜池があり、その間をクリーク（小川）が縦横に流れていました。

子供のころ、初夏になれば前日から空き缶にミミズを入れ、目覚まし時計など無くてもいつも朝早く起き、ワクワクしながら小鮒釣りに出かけたものでした。

また「うなぎ」を捕るために、前日に「ドジョウやタニシ」を餌にして筑後川に「カケバリ」（オキバリ）を仕掛け、朝霧の河川敷を朝露に運動靴がぬれるのも気にせずに、はやる心で急いだものでした。今考えると、遊びの中から自然と「朝型人間」になっていたようです。

政令市・線引き反対

相模原市議会議員 小林正明

合併協議違反・ペテン市

合併協議決定事項は左記のとおりなのに、何故。

「土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分等）につきましては、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引継ぎ、合併後の新市において住民の意向を踏まえた中で検討します」。

過疎地区に線引き
不必要・逆効果

区域区分とは一般的には「線引き」といい、市街化を促進する区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）とに分け、土地利用上の区分をすることです。区域区分は、土地利用上権利の制限が伴いま

域は、その面積部分が、人口増加とは無縁の人口減少地区になるからです。

混乱の責任は、
相模原市に有り

です。区域区分の判断は、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」のが目的です。

①人口増加などによる市街地の拡大の可能性や②都市的土地利用の拡散制限の必要性がなければ、区域区分の必要性はありません。

人口増加による無秩序な乱開発を防止する為にこそ、土地利用上の線引きをするのですから、過疎化（人口減少）の旧3町地区（津久井・相模湖・藤野）には線引きの必要性はないのです。寧ろ、線引きの結果、人口減少傾向に拍車をかけることになり、人口増加策が求められる旧3町地区にとって、線引きは逆効果です。

宅地開発が制限される調整区

今旧3町地区では、線引きが大問題になっています。線引きで市街化区域に編入されれば、大幅増税（都市計画税・固定資産税・相続税）必至です。

線引きで調整区域に編入されれば、土地利用（宅地開発）が制限され、資産価値の下落を招きます。結局、市民にとっては今までよりも不利益な事実ばかりです。

私の故郷、九州の鳥栖市と近隣3町（田園地区）の合併協議会は、鳥栖市から線引きが提案されたことが原因で協議会から離脱し3町のみで合併しました。線引きに伴う土地利用の制限に対する3町長の離脱の判断は英断と言えます。

相模原市は、合併協議会で「急激な変化を避けるために、

現行のまま引き継ぐ」と決定して、旧3町の住民に「急激な変化はないもの」と誤信させて、意図的に安心させたのですから中核市ではなく「ペテン市」です。

城山町議会・合併特別委員会の席上、委員の質問に対して旧城山町の担当者は「10年位の検討期間が必要」と答弁した事実があります。誠実に協議の場に線引き問題を提起した鳥栖市に比べ、相模原市の態度は、不誠実超過の「衣の下に鎧」です。市3月議会で、ある議員は「平成17年から政令市を目指していた」と発言し、今回の合併が当初から「政令市の為の手段（人口要件緩和）」であったことが鮮明になりました。

市は、政令市になれば線引きは都市計画法上必然であること、旧3町に提案・説明すべき責任があつたことは明白です。現在の線引きの混乱の責任は、旧3町民ではなく、全て相模原市にあります。

線引きは、

政令市的手段

相模原市は何故、線引きを急ぐのでしょうか。市は合併で出来た1つの自治体としての「一体的なまちづくりから、区域の統合は必要で、無秩序な土地利用の拡散を防止し、効率的な公共施設の整備を行う為、線引きが必要」と説明しています。

しかし、旧3町と相模原市は、全く違う環境を承知の上で合併したのでから、今さら一体的になる必要性を殊更強調すること自体自己矛盾です。更に、旧3町の人口は、今後とも過疎化傾向は必至で、無秩序な土地利用の心配は無く、人口増加地区同様の線引きの必要はないのです。

又、効率的な公共施設の整備は、下水道の分担金方式の様に線引きが無くては不可能ではありません。

相模原市の説明には、旧3町の現状・実態から、全く根拠が

ないことは明白です。相模原市が政令市を目指す故に、「線引き強行の暴挙」が発生するのであり、政令市を目指すのであれば、必要な混乱です。旧3町の住民は、政令市に蔦進する相模原市の犠牲者ではないでしょうか。

市民の力で、政令市・

線引きを阻止しよう

表玄関もなく、公共交通も未整備な相模原市の今目指すべきは、中核市や特例市並みの都市機能や能力の充実強化・基盤整備です。着実な行政の充実・充足後に政令市の検討なら格別、検討・検証抜きの市民不在の実体なき「偽装政令市の誕生」では、後世に禍根を残すことは必至です。

権力志向の団体自治の拡大より、市民福祉の充実・市民サービスの向上に重点を置くべきです。

市民不在の拙速行政病に犯され重体の相模原市には、外科手

術として平成の市民革命が必要です。極めて限られた状況ですが、街づくりの議論を地域で展開し、『政令市・線引き』反対

の雄たけびを相模原の大地に拡げ、愚かしい野望を打ち砕くではありませんか。

財政負担 大幅増！ 年間100億円超（推計）

県借金の負担増

政令市になれば、国・県道の管理が県から移管され、相模原市関連の国・県道の借金も負担することになります。過去10年分県の借金は1332億円で利子を含めたら1640億円です。

先行政令市同様、過去7年分引き受けると、元利合計で1148億円となり、今後20年間は年間57億円の負担増です。更に

今後は、圏央道・広域道路などの負担が莫大となります。また、

政令市移行のため、150～170人職員が不足し、1人1千万円と計算すれば、15～17億円の負担増です。区割りの結果では、少なくとも2箇所の区役所の建設費・維持費が必要です。

政令市にならなければ、不必要な負担増加額は、現時点で推計すれば、年間100億円超になります。これでは、豊かな財政どころか、政令市の前途はバラ色でなく「イバラ」の道です。

解決策は、行革の嵐

100億円超の財政負担の解決策として、市長は徹底的な行革に取り組むと3月議会で答弁しました。

社会環境の変化に対応する政策転換を本質とする市民本位の行革ではなく、政令市の財政負担増加解消のための行革は、行革論としても本末転倒であり、何より市民サービスの低下を招くことは、必至です。

市民サービスはかわらない

担当者の交代にすぎない

政令市になれば、県担当事務の一部が市に移管されますが、担当者が県職員から市職員に替わるだけで、行政サービスは同じです。

短期的には、経験豊かな県職員の足元にも及びません。

実務家が独り立ちするには少なくとも5年は必要で、経験不足による相談業務の混乱が目に見えるようです。

私たちは日常生活の中で、今までの県担当の事務についてそんなに不便・不都合を感じたことはありません。

「保健所」が県から市に移管されましたが、市の保健所の行政サービスが、県の担当時と比較して特段向上したでしょうか。

市民に必要なし

担当者が替わるだけで行政サービスは同じですから、無理に年

間100億円を超える財政負担をしてまで政令市になる必要・理由がありません。費用対効果の観点と行政サービスを受ける

報告 政令市は線引き不可壁を非線引(1市2制度)可能と説明？
相模原市議会議員 小林正明

線引き隠し

平成16年の合併協議会では、

資料を示し「原則は1つの都市計画区域(1市1制度)が望ましいが、困難な場合は、複数の都市計画区域(1市2制度)も考えられる」と説明されていた。当時も現在も、線引き済みの区域(旧市・旧城山町)と未線引きの区域(旧3町)があります。

複数の都市計画区域を指定することは、内容の異なる(線引きと非線引き)複数の都市計画区域を認めることで

市民の視点からも、今回の政令市移行は無意味です。

今行政が目指すべきは権力志向の団体自治の拡大より、市民福祉の充実・サービスの向上ではないでしょうか。

平成16年時は
駆込線引時期
線引時期説明

あり、行政は1市2制度が可能と資料まで示して積極的に説明したのです。

旧津久井町の永井助役は、H16年7/30開催の町議会・合併問題特別委員会で、政令市と線引きに関する質問に、参考資料を示し「1国2制度が大変重要な基本的考え方になる」と答え、政令市になっても1市2制度が可能と明言しています。

不可分一体の関係

しかし、都市計画法第7条により、政令市では線引きが必要・不可避で、非線引きのままでは、

政令市移行は不可能です。都市計画法上、政令市と線引きは「不可分一体」の関係です。

合併協議会のまちづくりの将来ビジョン・新市の将来のP35には「政令指定都市を視野に入れた新しいまちづくりにチャレンジします」と明記されています。

政令市を視野に入れるなら、同時に線引きも視野に入れるべきで、行政は旧3町の住民に対し線引き必要・不可避と説明すべき責任がありました。

行政のウソは行政犯罪

しかし、あろうことが、行政は、線引きが必要・不可避と説明すべき重要な局面で資料まで掲載して、敢えて非線引き可能と「1市2制度」を提示したのです。

法的に全く根拠のない、全く不可能な1市2制度を、意図的に可能と議会・住民にウソの説明をしたのですから、驚きです。

白紙撤回を

現在の線引きの混乱の責任は旧3町民には一切なく、全て相模原市にあります。

将に、行政の禁じ手、住民に對する背信行為であり、素案説明以前の問題ですから、今回の線引きそのものを白紙撤回すべきです。

合併前

駆け込み線引き否定

現在

駆け込み線引き真つ最中

H16年の合併協議会で内田都市部会長は「住民の意向を伺いながらですから、例えば10年以内とか、そういうスケジュールと思いますので、線引きの駆け込みは特に今の段階ではない」と説明。明確に線引きの駆け込みを否定し、線引きに必要な期間として、10年位との認識を示しています。

更に、尾崎都市計画課長は市議会・合併特別委員会で「事務的に考えるとH20年だが、時間

〔参考〕土地利用の考え方に
ついて（抜粋）

原則として、1つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備、開発、及び保全を行うことが望ましい。

しかしながら、1つの都市計画区域を指定することが困難である場合には、実質的に一体の都市として整備することが適切な区域ごとに、複数の都市計画区域を指定することも考えられる（合併協議会資料P38）。

的にはかなり厳しい。H25年か、

もう少し先になるかわからないが、次々回の線引きの日程をにらみながら検討していきたい」と説明。合併協議会の決定事項では「土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後の新市において住民の意向を踏まえた中で検討します」となっていました。急激な変化を避けるとは「急がず、時間をかけて、一定期間の猶予をもって取り組む」

ことです。

しかし、H20年6月議会で宮崎副市長は「線引き時期を詳細に決めていないから、上記決定事項に違反していない」と断言しました。

確かに、線引き時期を「〇年〇月〇日」とは決めてはいませんが、合併協議決定事項と担当者の説明から、線引きの検討期間が10年間位となります。必然的に、線引きの実施の時期がその後となることは明らかです。副市長の発言は、こじつけ、ごまかしの詭弁であり、行政不信の拡大は必至です。

10年後には、線引制度 見直しの方向？

旧津久井町の永井助役は、H16年8月23日開催の町議会・合併問題特別委員会で「これから10年位向こうへいった時には、人口フレーム方向ではなく、線引き制度そのものが今、見直されている方向へいくから、前回の土地利用の方針が出ている」と説明（同会議録P14）。10年間は線引きがないことを前提に、10年後には線引き制度が見直されるから1市2制度の方針が出たと明言しています。

政令市移行で 財政危機

千葉市

4月19日開催「政令市を考える集い」講師の元県企業庁長・関山泰雄氏は「最近政令市になった千葉市は、財政再建団体転落を懸念している。

県道の維持管理など全部県で負担してもらわないと、市の財政危機は救えない深刻な話になっている。相模原市も財政的には相当大変になることは間違いない。

相模原市が政令市になることは早すぎる。他の政令市のように都市としてもっと成熟する必要がある。しかし、再来年の3月で人口70万人の期限が切れ、運用上の人口要件は100万人に戻ると相模原市は政令市になれなくなる。だから、市当局・市議会はここで駆け込みようとしている。

今、相模原市が政令市になることは、非常に危険なことである」と衝撃的な事実を指摘されました。見かけ倒れで、市民に無意味な財政危機必至の政令市誕生により、市民福祉の充実・向上を目指すべきです。

市政報告

住民投票 市民の判断を

相模原市議会議員 小林正明

市民の願い

政令市に移行すれば、市の借金である市債の発行、市民の共有財産である基金の取崩が必至であることが、9月2日明らかになりました。しかし、市長は市民の負担はないと答弁しました。

この事態を憂慮した市民が立ち上がり、僅か一カ月間に、政令市移行の是非を問う住民投票を求める署名活動に入りました。受任者が約1300人を超え、有効署名数は法定数である有権者の2%を遥かに上回り、その2・4倍の「2万6760人」に達しました。

今回の地方自治法に基づく住民投票の直接請求は、相模原市政史上初めて、しかも、政令市移行の是非を問うものは、全国初です。

市長は、署名期間中の11月28

日、新政クラブの代表質問に「執行機関の市長の責任で判断すべき行政運営制度だから、住民投票には馴染まない」と答弁。この発言は、地方自治法に基づく合法的な署名活動の拡大を恐れる意図的な発言であり、極めて不適切です。

常設型

対象が広い

現在、全国の自治体では常設型の住民投票条例が増加しています。

川崎市は「市政に係わる重要事項として、現在又は将来の住民福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項」を住民投票の対象にしています。常設型は、幅広く自治体の運営に住民の意思を反映させる制度になっています。今回の政令

市移行の是非を問う住民投票も常設型では住民投票の対象範囲内です。

住民参加・住民自治

地方自治の本旨とは地方自治の原理・基本理念のことですが、住民自治と団体（市）自治に区分できます。

団体自治とは、市としての意思を自ら決めることです。住民自治とは、市としての意思を住民の意思・住民参加で決定することです。

何より重要なのは民主主義の原理である住民自治であり、住民自治のない団体自治は本来の地方自治ではありません。今、相

模原市の自治能力・行政の民主化が求められています。

地方分権下の議会

地方分権とは国家からの公権力の地方への委譲です。

しかし、新たに権力の主体になった自治体が、常に地域・市民・住民に対し良い政策や行政を執行するとは限りません。

だからこそ、自治体である地方政府に対する市民参加の仕組みを拡充し、行政の民主化を促進させることが何より重要です。

市長が住民投票を拒否する今、議会にこそ市民の意見を聴く姿勢が求められているのではないのでしょうか。

意見書採択Ⅱ 違法追認

「相模原市の政令指定都市の実現に関する」意見書が、多くの課題を残したまま議決されました。時期・財政論などを巡り、暁の可決に至る13時間の激論は、本市の政令市移行の前途を予兆するかのようでした。

また、意見書を提案した議員の説明・答弁が従来の市長見解や市説明の鵜呑みであり、議長の制止にも拘らず、傍聴席の失笑が止まりませんでした。百聞は一見に如かず、政令市を目指す議会・議員の質と量を市議会

ホームページの「議会中継（録画）」でご覧下さい。

君、若し疑わば、汝の眼をもつて視よです。

急ぐ必要なし

意見書に政令市移行日が平成22年4月1日と記載。しかし、総務省は同様の政令市を目指す熊本市に「平成22年3月末日までに合併していればよい」と説明。結局、相模原市は平成22年4月1日までに政令市にならずとも、それ以降でもなれる条件を既に満たしているのです。ですから、議会までが市長と同じ

期限に拘り急ぐ必要はありません。

13名の反対 全国初！

議会の意見書決議は、自治法上、政令市移行の法的要件ではありません。

しかし、総務省は今まで、政令市移行に対する市民の意向を把握する為に、市議会の決議を求めています。

事実、先行政令市である新潟・堺・浜松でも議会の決議がなされていきますが、殆どは満場一致可決に近く、今回のように議会議員の13名（25%）もの反対は、

議会 違法追認 都計法

市長は12月8日、記者会見し、議会説明抜きで「線引きを延期し、政令市移行日から1年以内に実地する」と発表。市長説明によれば政令市移行日がH22年4月1日、線引き実施がH23年3月までの日となります。これでは政令市移行後、線引き実施まで連日、都市計画法第7条違反（未線引）状態となることが明白です。自治法は自治体の法令違反を禁止し、無効としていますから（地方自治法第2条16号・第32条）、市は違法自治体となり、職員にとっても違法な事務になります。更に、市長記者会見後に「平成22年4月1日」と移行時期を明記した意見書ですから、議会自身が「市長の違法状態作出」に加担したことになります。議会は違法状態が予想される時、漫然と放置することなく「違法状態の解消＝線引き解決まで、政令市移行延期を努める」ことが、政令市を目指す議会のあるべき姿、行政の監視機能ではなかったでしょうか。

※都市計画法第7条抜粋「大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの（政令市）は、区域区分（線引）をさだめるものとする」。

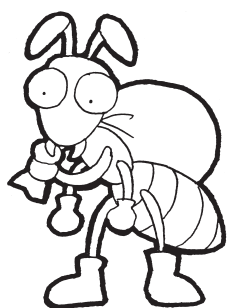
全国的にも極めて異例です。

地財法違反

市の基金は地方自治法上、特定の目的に応じて積み立てられ、特定の目的の為にのみしか処分できず、地方財政法上からも基金は5項目の場合に限り使用可能で、それ以外は使用不可能です。

市長は圏央道の建設費の一時的に増大する経費に充てる為に基金を取崩と説明。しかし、圏央道の建設費負担は政令市移行に伴うものですが、予定通りの建設工事で緊急性はありません。

更に、政令市移行は、市の任意的判断ですから、必要やむ得ない経費にはなり得ないのは明らかです。今回の基金取崩には、地財法上違反の疑義があります。



早起きのススメ

―春夏秋冬―

今は春。「春はあけぼの。やうやう白くなりける」の枕草子の世界が体感・実感できること請け合いです。

夏は朝日。日の出とともに体全体に降り注ぎ、全身がスツキリし完全に目が覚めます。

秋は台風一過の朝焼け。夕映えよりも素晴らしく太陽の動きとともに、刻々と変わる雲の色の変化に目を奪われ、生きる感動さえ覚えます。

冬は真っ暗。月明かり・星明りで、目が自然に慣れ、空には冬の星座の輝きが素晴らしく、悠久の星空・宇宙空間の広がりの中で、時の流れの速さ、はかなさに気づきます。雪の日の早朝。誰も踏みしめていない雪道を、雪明かりを頼りに歩けば、そこには幻想的風景の出現です。

市政報告

生活・利用・自立しやすい制度に 保護

相模原市議会議員 小林正明

貧困の現状と解消を求め、安心安全の行政の確立を目指す立場から、議会で生活保護を市民が利用・自立しやすい制度にする為に、市長に対して一般質問。

市長は「女性特有の相談に対応できる体制の検討や、生活保護の市の負担（現行25%）を、20%に回復する事を国に要望したい」と答弁しました。

貧困の実態

「蟹工船」（小林多喜二著）

が映画化され「蟹工船現象」に象徴される様に、日本は先進国の中で米に次ぐワースト2位の貧困率です。特にシングル世帯の貧困率は、米を抜き世界で最悪です。しかも、平成14～20年の戦後最長の景気上昇期も、新自由主義の悪影響で大企業は人件費抑制策として、派遣社員等の非正規雇用を増大させました。今なすべきは貧困の解消策ではないでしょうか。

機能不全
のセーフティーネット

日本のセーフティーネットは

①雇用②社会保険③公的扶助の3層構造ですが、現状はこのいずれもが機能不全に陥っています。

雇用では、大企業・経済界・政府はその責任を放棄、その結果ワーキングプアが増加しました。今や非正規雇用は全勤労者の3人に1人、15～24歳の若年層では男性46%、女性53%です。年収200万円以下の人が1023万人に達しています。これが安心して結婚も出産もできない少子化の現実です。

社会保険では、失業保険受給者がこの25年間で、1／3に激減、国民健康保険の加入者34

00万世帯の内、年収200万未満が67%、100万未満が38%、国民年金の未納者は374万人、未加入者27万人です。

生活保護では、生活保護基準以下の低所得者の内、実際に保護を受けている割合（捕捉率）

は、複数の研究者は15～20%と推計。平成18年度日弁連の調査では独が約70%、英が約90%で、日本の5倍以上の捕捉率です。

仮に捕捉率15～20%では4～600万世帯、6～850万人が、

生活保護の公的扶助から排除されている事になります。本来なら最後であるべき生活保護が最初で最後のセーフティーネットになり、北九州市では『水際作戦（生活保護の申請をさせないで、相談者を追い返す窓口対応。全国で蔓延）』で餓死・自殺事件が5年間で5件も発生しています。

結果的に、正当な保護受給要件のある人に、申請を断念させ、保護受給者を減らす役割を果たしています。

「申請します」の一言

生活保護を受給する為には「生活保護を申請する」という「意思表示」が必要とされ、意思表示がなければ、いつまでも「相談扱い」になります。

訪問の目的は生活保護の「申請」の為に「相談」を受けるのが目的ではないのです。しかし、訪問者は生活保護のキーワードが「申請する」の一言とは知る由もありません。

意思表示後の手続き

仮に訪問者が最初から生活保護を「申請します」と言えばどうなるでしょう。生活保護は国民の権利で生活保護の申請に基づき「申請の意思表示」があれば行政は申請を拒否できません。

生活保護法の本来の手続きは①申請の意思表示②書類の提出③生活保護の要否調査④結果の書面通知となります。行政手続法（7条）で、市は申請がその事務所に到達した時は遅滞なく

当該申請の審査を開始しなければならぬとされ、申請を「受理する・受付ける」市の行為は不要です。

国民の権利・国の責任

憲法25条は「健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と明言し、生活保護法で無差別平等の原理・必要即応の原則の下、生存権を具体化しています。

現状は自治体が生活保護費の25%を負担していますが、全て国が負担すべきです。残念ですが、生活保護に対する誤解・無

理解・偏見等が蔓延しています。市には市民に対し生活保護の正しい知識と理解を広め、保護申請の環境整備の充実が求められます。

相模原市の申請率

平成20年度の相談件数は延べ3772件で、申請件数は1322件（申請率35%）、開始件数1231件（33%）でした。平成18年度の申請率（厚労省調査）は千葉県70%、川崎市55%、堺市49%、横浜市38%、北九州市30%です。

政令市の中で千葉市の申請率

役に立つ 生活保護Q & A

Q1…仕事を探しましたがなかなか見つかりません。

「若いから働きなさい」と言われましたが。

A1…努力しても、実際に働く場所が見つからなければ、生活保護は受けられます。就職活動のメモを持参すると説明しやすいです。

Q2…親族に、扶養してもらいなさいと言われましたが…。

A2…扶養は、生活保護の開始要件ではなく、収入認定上の優先事項に過ぎません。ですから、保護の要否判定とは無関係で、仕送りなど扶養が現実になされた場合に、その時点で収入認定するだけです。援助が受けられない状態かどうか、申請受付後、担当者に調査を依頼しましょう。

Q3…借金のある人は保護が受けられないと言われましたが…。

A3…借金があれば、保護を利用できないことはありません。本来、保護費は最低生活維持目的に使用すべきで、借金の返済に充てることは望ましくありません。借金の整理を法律家に依頼して、法的に整理することを担当者に説明すれば、担当者も安心して保護を出せます。

Q4…窓口で、何回も相談扱いにされています。どうしたら良いのでしょうか。

A4…「相談ではなく、生活保護の申請をします」とはっきり言って下さい。窓口の担当者は、生活保護の申請を拒否できません。

が一番高いのは福祉全般に通じたOB職員を窓口配置し、必要な場合は保護につなげている結果です。

相模原市の窓口対応

生活に困窮した人が窓口を訪れた場合、相模原市では「生活保護相談受付票」に、住所・氏名・同居の家族を記入させられます。

申請意思を持った訪問者に対してこの受付票で対応する事、即ち「申請の意思」対し、敢えて「相談の意思」を用意する事は、行政が無意識か意図的かは別にしても訪問者に対して、結果的に申請に至らない道を提示することになりかねません。

現行の受付票には申請の意思表示の確認欄がなく、申請の意思確認が記録されませんから、後日の紛争防止の為に訪問者でも確認できるように改善すべきです。

早起きのススメ

「三文の得」

私の一日は、朝4時30分に始まります。

まず、洗顔後に水をコップ1杯飲み、顔と胃の中から起床モードにし、5時20分までの約40分間早足で歩き、途中2回、日の出の方角に向かってラジオ体操をします。宮沢賢治の「雨ニモ負ケズ」ではありませんが、雪や雨や台風の日でも同じです。

帰宅後は、風呂に約10分入り、自家製の梅ジュースを飲み、ラジオを聴きながら二つの新聞を約20分かけて必要な部分だけを読了します。

ラジオは、NHKの5時半のニュース、健康ライフなどを聴きますが、特に健康ライフは私の興味津々の番組のひとつでわずか5分間ですが、日本の医学の最高水準の話がわかりやすく聞け、これだけでも早起きは「三文の得」です。

相模原市議会議員 小林 正明

市長は、市民説明会などで、津久井3町の線引き（注）の理由として、政令市移行の為ではなく、新市一体化を進める為の線引きであると説明してきました。

しかし、最近の新聞報道などでは、線引きに關し「政権交代で制度の見直しが進められており、今後の動向を注視する」と言うようになりました。

さらに、昨年12月議会での私の質問に対し、市長は「線引きは市民が困るような解決はしない。意見を十分聞き、納得するように進める」とまで答弁しました。

今回の市長発言には、変化の兆しが感じられ、これまでの姿勢に比べれば、はるかに評価できるものです。

今後は、市長の姿勢を注視していく必要があります。

合併前は、線引きされている相模原都市計画区域（旧市と城山町）と、線引きなされていない津久井都市計画区域（津久井町）、相模湖（相模湖町と藤野町）都市計画区域の3つの都市計画区域がありました。

1市2制度とは、1市4町が合併して1つの市になっても3つの都市計画区域の中で「線引きと非線引き」の併存が可能な制度です。

市は合併に際して、積極的に
1市2制度も可能な状態である
と説明してきました。その為、
3町の住民は線引きをしないこ
とも可能と信じて合併したので
す。

市長は、政令市には線引きが
必要なことを知りながら、政令
市移行を目指したのです。政権
交代で制度の見直しが進み、仮
に都市計画法等が改正され、線
引きが法的義務でなくなったら、
津久井3町の線引きを直ちに撤
回すべきです。

例えば、改正されなくても、政
令市移行によって法的義務を発
生させたのですから、1市2制
度を実現すべき責任があります。

例え、改正されなくても、政

令市移行によって法的義務を発生させたのですから、1市2制度を実現すべき責任があります。

先行政令市
新潟市
線引き混沌

請願の内容

平成19年4月1日、政令市に移行した新潟市では、新潟市南区・西蒲区の地区に対して、平成22年4月1日から線引きを予定していました。

この動きに対して、「新潟市都市政策懇話会（代表・和平晃

当面の対策としては線引きを凍結することです。そして、抜本解決の為に線引きの1市2制度を実現することが必要です。

都市計画区域をさらに、市街化を促進する区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）に、線で引くように区域区分を行います。

固定資産税・相続税)、調整区域は土地利用(住宅開発)が制限され資産価値の下落を招きます。

結局、今まで土地利用が自由だった津久井3町としては、市街化区域、調整区域のどちらになっても今までより良くなることはありません。

氏」から平成21年11月27日、「新潟市南区・西蒲区における都市計画法第7条の区域区分の設定について現状維持ができるよう配慮を求めることに関する請願」（21276名の署名）が県議会に提出されました。

請願の主な内容は「①合併説明会や合併協議会でも、線引き

の説明や協議がなく合併が行われた。②合併即線引きではなく、新市民の意見を聞いてから行うと県から回答があった。③政令市になれば線引きが義務なら、新潟市と合併していなかった。④合併により面積が辛うじて政令市の条件を満たした新潟市では、都市化に伴う規制より過疎化対策こそ必要であり現状維持での都市計画推進を求める」等です。

政令市の悲劇

政令市になる為には、旧新潟市は「面積要件」、旧相模原市は「人口要件」を満たさなければならず、政令市を目指す両市にとっては合併が絶対に必要でした。

しかし、旧相模原市や旧新潟市にとって、市民に対して線引きの現実（弊害）を明瞭に説明することは、合併の障害になります。

だからこそ、両市は、合併協議に際して「政令市になれば、

線引きが義務（必要）になることを隠すために、「新市民の意向を踏まえる」等と曖昧にしたのです。

合併を媒介にして「辛うじて」要件を満たさなければならなかった両市の市民悲劇（政令市移行の犠牲）が今まさに現実化しているのです。

請願採択

平成21年12月18日、新潟県議会は、新潟市都市政策懇話会代表・和平晃氏から提出された請願題5号を採択しました。

線引き混沌

新潟市の都市計画課長は、県議会の請願可決を受けて平成22年2月4日に開催された「環境建設常任委員会」協議会で、「線引きの見通しが立たない、農業サイドとの協議もあり、0からの出発もあり得る」と答弁しました。

急ぐ必要なし

平成19年4月1日、政令市に移行した新潟市では、政令市移行後3年経過しても、線引きを完全には実施できていません。

ですから、相模原市（旧3町）の線引きも、都市計画法上の罰則もないのですから、急ぐ必要はありません。

H 19.4.23神奈川新聞



リコール失職も 市議で「再登板」

小林さん

早起きのススメ

―至福の時―

6時から朝食までの約2時間は、読書（勉強？）の時間、朝は気分爽快・気力充実・集中力・思考力倍増です。

私にとってこの時間は、一粒で二度おいしいではありませんが、2時間で4時間以上の時間効果があり、一度しかない人生を2倍生きるための貴重なささやかな「至福のとき」です。

さらに朝食のころは、起床からすでに3時間以上経っており、パンではなく、しっかりとした味噌汁とご飯で朝食をとりますから、早起きは一石二鳥どころか、一石三鳥以上の副次的・相乗効果があります。

市有林・代替処分反対！

城山最後の日に基準廃止・即日の・決裁・告示

私は、今回上程されております議案第33号不動産の処分に対する反対の立場から、討論を行います。

今回の市有林の処分については、旧市の議員の皆様には、旧城山町時代の経過などを十分ご理解頂くことが何より重要です。そこで、心ならずも「短くもある長い」討論になることをご理解下さるようお願い致します。

今回の討論は、第1章「旧城山町の取扱基準」、第2章「根拠なき代替処分」、第3章「莫大利益の発生」、第4章「問われる市と議会の判断」、第5章「まとめ」の5本の柱を中心に討論を構成しております。

それでは早速、第1章の「旧城山町の取扱基準」に入りますが、この中では、1 基準とは何か、2 基準の価値・役割、3 企業の願望と動向、4 町議会での議論、5 廃止の欺瞞性に触れていく予定です。

第1章

旧城山町の取扱基準

基準の目的

城山を除く旧3町・旧市の議員の皆様には、馴染みのない「基準」は、旧城山町のみに存在した「山林等の開発行為取扱基準」の略称です。

この基準は、故中島秀昭町長が、城山町総合計画審議会の諮問を経て、業者からの開発申し出を断りやすくし、総合計画の定める自然保全及び災害の未然防止を図ることを目的に、昭和51年8月1日から施行されたものです。

この基準の内容は、①新規の山砂利等の開発行為や②既に県の許可を得ている開発でも拡張を原則として認めず、開発行為の特例として①公益上の利用や住民福祉の為に必要で、且総合計画審議会の議を経た場合や②区域の拡張のない防災上の必要性がある場合等は、例外として

開発が認められるものです。

前町長の小磯氏から町政を引き継いだ中島町長が、故郷の原風景を破壊する山林開発をこれ以上認めず、「水と緑」を基調とする城山の方向性を示したのです。

判断基準

山林開発の許可権者は、森林法により、県知事ですが、知事は開発行為の許可の際には、森林法第10条の2第6項の規定により、関係市町村長の意見を聴かなければならないことになっています。

県知事から意向を打診された市町村長は、仮に、この基準が無ければ毎回対応に苦慮することとは必至ですから、賢明な中島町長はこの基準で業者間に格差のない公平・画一的で透明性のある行政対応が可能になるようにこの判断基準を確立したものです。

ご存じのように、法律は国会

の議決で、条例は地方議会の議決で成立し施行されるものです。

これに対し、「要綱・規則・規程・基準等」は、行政の最高責任者である市町村長が事務執行上の必要性に基づき制定するものではありませんが、制定した以上は事務執行に際して遵守されるべき行政内部の規律であり、地方公務員法上も第32条に法令等の遵守義務が規定されています。

基準の功績

故中島町長が昭和51年に制定されたこの基準が果たした役割・現実的機能をご紹介します。

この取扱基準が、山林開発の抑止力となり、県の意見照会の中で、城山町及び歴代町長はこの基準を遵守・判断基準にして対応し、城山町の平成15年当時の担当建設部長も長年の経過の中で、この基準の存在価値があったことを認めています。

具体的には、この基準の存在

を理由に、露木建設工業とミユキ組の山林開発を事前相談段階で断った経過があります。

即ち、断ったことの意味は、山林開発の法律上の許可権者は県知事ですが、県知事からの意見照会に対して、市町村長が事前に「拒否」の回答をしたことにより、事実上は山林開発が防ぎ止まり、水と緑の城山が維持できたことの証左であることは、明白です。

企業の願望と動向

平成9年頃と14年頃の二つの計画を見る中で、O工業の動向と願望について言及します。

O工業は、平成9年9月頃、小倉共有林含む「大日方開発計画」を作成しましたが、一部町有林を含む計画の為に町の参画が不可欠であり、最大の課題であり、結果的にはこの計画は実現しませんでした。

そこで、次にO工業は平成14年頃、香ノ田採取場拡張計画と

称する小倉4地区共有林と学校林を含む町有地(今回の土地処分の山林)を対象に、山砂利開発の拡大を企画し、町に相談資料として開発申請案の書類を提出してきました。

山砂利採取業は、一旦採取を開始したら、新たな採取場所の拡大以外に存続の可能性は皆無となる命脈産業そのものですから、企業の将来・存亡は「拡張の実現」にあり、企業としては至上命題となることは必至です。

私は、この企業努力を一般的に否定するつもりはありませんが、この基準の存在により、先ほど紹介した2件の計画は水泡に帰したことは、まごうことなき事実であり、この基準の廃止を最も望んだのが、O工業自身であったこともまた十二分に推察可能であり、議員諸兄もご理解されると確信いたします。

ご紹介した平成9年の大日方開発計画に対して、当時の北島町長は、基準の存在により、「開発を認めない立場」でした。

ことほど左様に、この基準が制定された昭和51年以降約30年間に亘り、城山町における山林開発の抑止力・緑の行政に寄与したのです。

ですから、この基準は町づくりの哲学、城山町の緑の行政の指針といっても過言ではなく、決して軽んずべからざるもの、山林開発推進の立場にとつては、鉛のように重いものでした。

町議会での議論

上記のような、O工業の願望と動向を背景にして、平成15年12月の城山町議会では、基準尊重の立場から、山林開発の抑止力を評価し、基準に合致しない計画に関する相談資料を毅然と返却すべきとの主張、この主張とは対照的に基準廃止論の立場から、この基準が全く法律に基づかない、いい加減な条文と評価し、単なる役所の中の基準であり、外部の第三者に対して拘束力がなく、小倉地区の町づく

りが先に進まない原因であり、昭和51年の基準を未だに振りかざして行政指導するのは、大きな問題との主張がありました。

結局、議論の末に「町の総合計画・町のマスタープラン・山林開発基準の中では、今の状況では香ノ田採取場拡張計画に同意できない」との答弁になった経過があります。

合併直前廃止
即日決済、即日告示

実は、この基準が合併期日の2日前の平成19年3月9日（金）に起案され、即日決済・即日告示の手續きを経て廃止されていた事実が最近判明しました。

合併期日が11日（日）でしたから、告示期間が実質2日間もないまま、しかも、今まで町民は勿論、当時の議員も廃止の事実をほとんど知らないのです。

手元に、当時の決済書類があり、廃止の理由として「本町で用いていた基準が、新市域にお

いては局所的な取扱基準となるため、新市での統一的な取扱を行う必要がある。」と記載されています。

23日（月）の藤井議員の一般質問に対し「開発業者に対する事前相談の基準であるから、町民の中での議論の扱いは無かった」「業者対策だから町民レベル

での議論は不必要である」旨の部長答弁がありました。

しかし、であります。先ほど紹介しましたように、行政内部の取扱基準とはいえ、昭和51年の基準制定過程では、町の総合計画審議会の議論と諮問、即ち、町民間の議論を経て制定されているのです。

種類	決裁 平成 19. 3. 9	記号番号	城	建設経済 部
第 種	後関 平成	収受 平成		経 済 課・室
	施行 平成 19. 3. 9	起案 平成 19. 3. 9		農 政 班
町長	助役	部長	参事	課長
専任主(技)幹	文書取扱主任	公印使用承認		
主(技)幹	副主(技)幹	班	員	起案者
財務合議	財務主管部長	財務課長		
合	月 日	月 日	月 日	月 日
議	月 日	月 日	月 日	月 日
(先方の文書)	(あて先)	(発信者名)		
平成 年 月 日付		○町長 ○助役 ○部長		
第 号		○課長 ○その他 ()		
件 名	山林等の開発行為取扱基準の廃止について（伺い）			
このことについて、これまで町では、山林等の開発行為に関する庁内の内部基準として標記				
基準を定め事務を執行してきたところですが、平成19年3月11日の本町と相模原市との合				
併にともない、本町で用いてきた基準が、新市域においては局所的な取扱基準となるため、山				
林等の開発行為に対する新市での統一的な取り扱いを行う必要があることから、合併期日前に				
において標記基準を廃止し、これを告示してよいでしょうか。				

局所的故に存続が必要

従いまして、廃止の際にも町の総合計画審議会の議論と諮問を経るのが行政のあるべき姿ではないでしょうか。部長は、この経過を先刻承知の上で、先ほどの答弁をされたのかの問いたいものです。旧市と旧4町の現状については、当時も今も、旧市には山林がなく、旧津久井4町で山砂利採取は城山町・津久井町のみです。

従って、現状からは客観的には、統一的取り扱いの必要性の根拠がなく、寧ろ環境行政の強化・充実のためには、この基準を旧津久井3町に拡大させる必要性こそ、論議されてしかるべきではなかったでしょうか。旧市には事実上さしたる山林がありませんから、基準が存続したとしても弊害が発生する蓋然性はありません。

仮に、基準がなければ山林開発の申請に対して拒否する根拠

を何処にもとめるのでしょうか。

私は、平成16年当時の町長（副会長）として、合併協議の中で、この基準の存続を求めたところ、何ら問題なく合意を得ていた経過があります。

何よりも廃止を望んでいたのは、明らかに〇工業であり、この廃止による最大の恩恵の享受者も、また〇工業です。

廃止の際には、統一的取扱いの必要性を強調しながら、現在までに統一的基準さえ設定せず、否れどころか、代替と称して市の山林を国よりも9分の1の極めて低額で処分したのは驚きです。

第2章 根拠なき代替

弊害を防止する法律・条例

代替の弊害を防止する法律・条例をご紹介し、その立法趣旨に言及したいと思います。

国有財産法第27（交換）には

「普通財産は、・・・と交換することができ。ただし、価額の差が、その高価なものの価額の4分の1を超えるときは、この限りではない。」とあります。

相模原市市有財産条例第2条には「ただし、価額の差が、その高価なものの価額の6分の1を超えるときは、この限りではない。」とあります。

城山町・普通財産及び物品の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第2条にも、相模原市同様「ただし、価額の差が、その高価なものの価額の6分の1を超えるときは、この限りではない。」とありました。

行政の公平性・信頼性・透明性の確保の観点から、俗に焼太り・ごね得防止策として、交換（代替）の際には、相互の価額が大体等しいものであることが原則であること、即ち、相互の価額の差があまり大きな開きがあると、それは、もはや交換とは、ほど遠く売買になります。

しかし、交換財産相互に若干

の差があることも認めざるを得ないものであり、認められる交換差益の限度、即ち差益の程度が問われます。

この交換を濫用するときは、地方公共団体の財政のびん乱の原因となる恐れがあり、交換はあくまで、例外的なものとして必要最小限度に運用されるべきものといわれています。

確かに、条例に定め、又は議会の議決さえあれば、一応いかなる交換も可能であるかのような形式的解釈も成り立ちそうではありますが、交換はあくまでも財政運営制度上の例外処理であり、公益上財政上の観点から容認される場合に限り、必要最小限度に運用される必要があります。この観点から、目的、種類、交換差金の面で制限があります。

交換は、その目的が公益上又は財政上の必要がある場合に限り、限られるのは当然です。

更に、交換の相手方が、その財産を公衆衛生上、風紀その他の面から適当でない施設に利用

する恐れがある場合は、交換は差し控えるべきであり、社会公益の面からその重要度の軽重を検討し、交換の可否を判断すべきです。

又、交換差金の限度については、交換は本来、対象財産の価格がほぼ等しい場合を想定しており、交換差金が多額であれば、交換は名ばかりで、実質的には売買と大差なく、もはや交換の名に値しないものです。

これを取えて、地方公共団体が交換として扱えば、特定の相手方に対し、正当な理由なく随意契約で売却することと大差なく、地方公共団体の契約の原則（競争入札の原則）を侵し、ひいては、地方公共団体に対して、「得べかりし利益（収入）の減額を招く等の不利益を与えることになります。

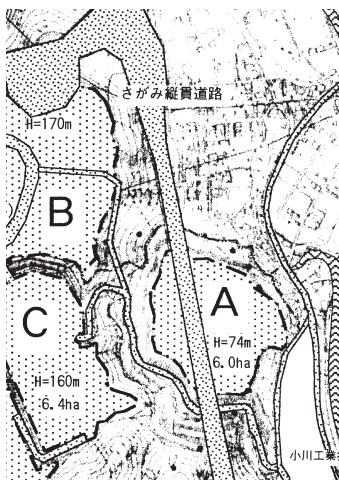
そこで、交換差金の限度の一応の基準として、当時の自治省の通知により地方公共団体では「交換差金を交換対象財産の6分の1の範囲内」としています。

採石・埋め戻し計画

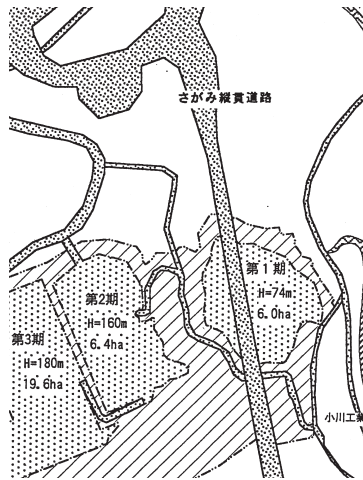
	現在 (H. 8) (1996) ▽	H. 18 (2006) ▽	H. 28 (2016) ▽	H. 38 (2026) ▽	H. 41 (2029)
全体計画	現認可区域 8年間		拡張区域 25年間		
掘削計画	第1期 8年間		第2期 13年間		第3期 12年間
埋戻計画 (含造成)	1期目 第1期地区		第2期地区		第3期地区

〈さがみ縦貫道路開通見込み〉

土地利用のゾーニング



採石・埋め戻し計画図



A地

- ・第1期 6.0ha、標高74m
- ・現状は更地であり、一部遊水地として利用されている。
- ・他地域と比べ、利用計画に移せる条件がそろっている

(小林注)

A地(第一期)＝採石・埋め戻し完了後の更地

山砂利採取完了後の土地

上記のような基準・観点から、今回の処分が果して妥当性・合理性があると言えるかどうかを、次に検討していきます。

平成12頃、〇工業自身が作成した要望書の4頁から9頁には、採石・埋め戻し計画として、全体計画と第1期計画の記載があり、第1計画地である「A地」をさがみ縦貫道路が通り、「A地」は、事業地内に存在する土地ですが現状は掘削完了後の「更地」であり、開発の条件として緑化復元義務があることが記載されています。

代替性の根拠・必要性なし

以上明らかな如く、結論的には、このA地は、採掘が完了し、しかも、埋め戻し後の土地であり、従って早急に開発の条件に従い、覆土して樹木の植栽(緑化)が義務づけられている土地です。

国が山砂利採取後の土地を、現に事業に供されている土地(代替が必要な事業用地)と判断すること自体が問題です。

緑化義務の内容

それでは、「緑化計画」や「跡地の処理」の具体的内容を紹介致します。

ここに、平成12年5月2日付開発許可申請書があり、この中で、許可の条件の「4、緑化計画の概要」として「植栽樹種は、平坦地に黒松を3000本/ha、小段及び法面には、ヤシヤカブ・ハギの播種(1か所/3.3㎡)と3

種混合種子吹き付けを行う。Ⅱ中略Ⅱ播種部が発芽しない箇所には、再播種を行い、最終的な計画として場内には、森林及び緑地に復元し、全面的に緑化する。」とあります。

次に、「6、跡地の処理」として「平坦地は客土し、黒松を3000本/ha、小段及び法面については、ヤシヤカブ・ハギの播種を1か所/3.3㎡の割合で施工し、3種混合種子吹き付けを合わせて行う。」とあります。結局、許可条件に従い具体的に「緑化計画や跡地の処理」、即ち復元義務が〇工業には存在します。

緑化義務違反の資材置場を
事業用地と仮装・誤認

従って、このA地が、採石洗浄後に排出される汚泥土・廃土石などの置き場に使用できない場所であることは当然であり、仮に資材置き場に使っていたならば、埋め戻し完了の証左で

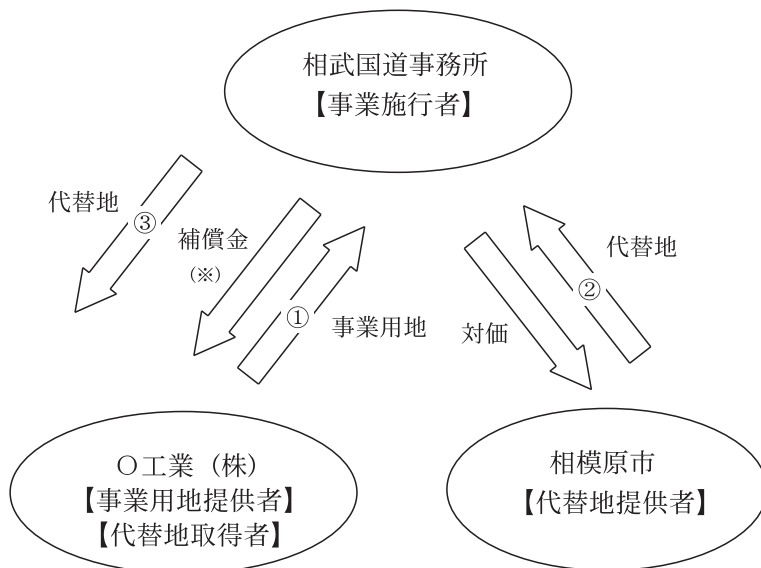
あり、逆に開発条件違反になります。

即ち、国や市は、森林法の開発条件違反（緑化義務違反）の資材置き場の活用状態を「事業用地」として仮装・認識して、代替性ありと誤認してはならないのです。
しかしであります。

市は、平成20年12月18日の議会全員協議会の配布資料2の図面に、如何にも事業用地らしく「〇工業事業地」と記載しています。

これでは、経過や現状の意味について、何も知らなければ、誰だって市の代替の説明を鵜呑みにするのは、12月当時は止む

三者による一括契約概略図



- ① 相武国道事務所は、〇工業(株)所有地を事業用地として取得する。
 - ② 相武国道事務所は、相模原市有地を代替地として取得する。
 - ③ 相武国道事務所は、〇工業(株)へ市有地を代替地として売払う。
- (※) 補償金：土地代金の差額

を得ないことですが、今や明らかなの如く、執行部の12月の説明の呪縛から解放された新たな視点で、議員諸兄の判断が問われているのではないのでしょうか。今や、カラクリ屋敷は崩壊寸前、相模原版「簡保の宿」が鮮明に見えてきました。将に、「君、若し疑わば、汝の眼をもって視よ」であります。

妥当性・合理性なし

23日(月)の藤井議員の質問に対し、市は「総合的に判断した」と答弁しました。

しかし、市は本当に慎重に代替性の有無について検討したのでしょうか。

国等の一方的説明を信じる者は、騙されるのであります。信じる者が救われるのは、政治の世界ではなく、宗教の世界のみです。

第3章

莫大利益発生

次に、莫大利益の発生について、面積、単価、価格、莫大利益の内容に言及します

第1番目の面積の観点からは、O工業が国に提供する土地面積が、4・8ヘクタール(4万8千㎡)に対して、市が代替地と称して提供する市有林は24・5ヘクタール(24万5千㎡)であり、何と「1対5」です。

第2番目の単価の観点からは、国が買い上げるO工業の土地単価が、市有林の価格の「約10倍」であり、市はこの価格差を承知の上で市有林を代替地として国に提供するのです。

しかも、O工業の土地も、市有林も「地目は、山林」であり、市は百歩譲っても、市有林価格をO工業の土地の買収価格を知りながら、そうであれば買収価格の交渉に臨むべきでありながら、何故かその努力さえもしていません。

そもそも、市の総合的な判断

としても、O工業の要求に応じ、市有林を代替地に提供すべき義務は、一切ありません。

第3番目の価格の観点からは、

①O工業の土地価格は、4万8千㎡×2600円×10倍＝12億円となり、②市有林価格＝5億円ですから③利得額は、12億円－5億円＝7億円と試算され④市の本来の利得額＝5億円×10倍＝5億円＝45億円の損失と試算が可能です。

代替誤認による利益の内容は、

①面積比5倍の山林の利得②価格差による金銭利得③随意契約による確実な山林利得です。

O工業は緑色の山を取得したのではなく、黄金色の金山を取得し、その結果「市民共有の財産」が不当に喪失されようとしているのであります。

第4章

問われる市と 議会の判断

問われるべきは、行政と議会の姿勢そのものです。

私は、問いたい。

30年間に亘り、城山の山林開発の抑止力として、緑の環境行政に寄与した町づくりの哲学である基準を廃止したのは、一体誰なのかと。

市長にこの場から呼びかけたい。

今なら未だギリギリ間に合う

議案第33号の速やかな撤回をと。

私は、訴える。

市民の共有財産である市有林を処分・開発容認の売却に対し、議会として如何なる責任が持てるのかと。

第5章

まとめ

まとめに入ります。

市有林を売却せずに、かつての山北町のように山砂利採取条例を制定し、採掘量に応じて課税する法定外目的税の導入も検討されるべきでした。

さすれば、公共的に跡地利用の可能性の余地もあったのであり、敢えて、1私企業に、跡地利用でも更なる莫大利益をもた

らすことを許すべきではないのです。

私は、昭和51年から30年間、苦しみ悩みながらも、この基準を守って「水と緑」の城山を築いた歴代町長に対する敬意をこめて、私でなければできない、否、私こそがなすべき議論を展開しました。

私たちの前には、二つの道があります。

1つは、結果として企業に莫大な利益をもたらす道、残りの1つは市民に利益をもたらす道です。

議員諸兄が選択されるのは、果たしていずれの道也やと問うて、今回の議案第33号に対する討論を閉じます。

(注) 本文は、平成20年3月議会に於ける議案第33号「不動産の処分」に対する反対討論に若干の修正を加えたものです。

当日の発言の詳細は、市議会議事録、市議会のホームページをご覧ください。

市民の要望・苦情・困り事など

「なんでも相談室」開設中。

お気軽にご連絡下さい。

住所 〒252-0101 相模原市緑区町屋4-16-9

電話 & FAX **042-782-5969**

ホームページ [小林正明市議](#) [検索](#)

Eメール masaaki@kuh.biglobe.ne.jp